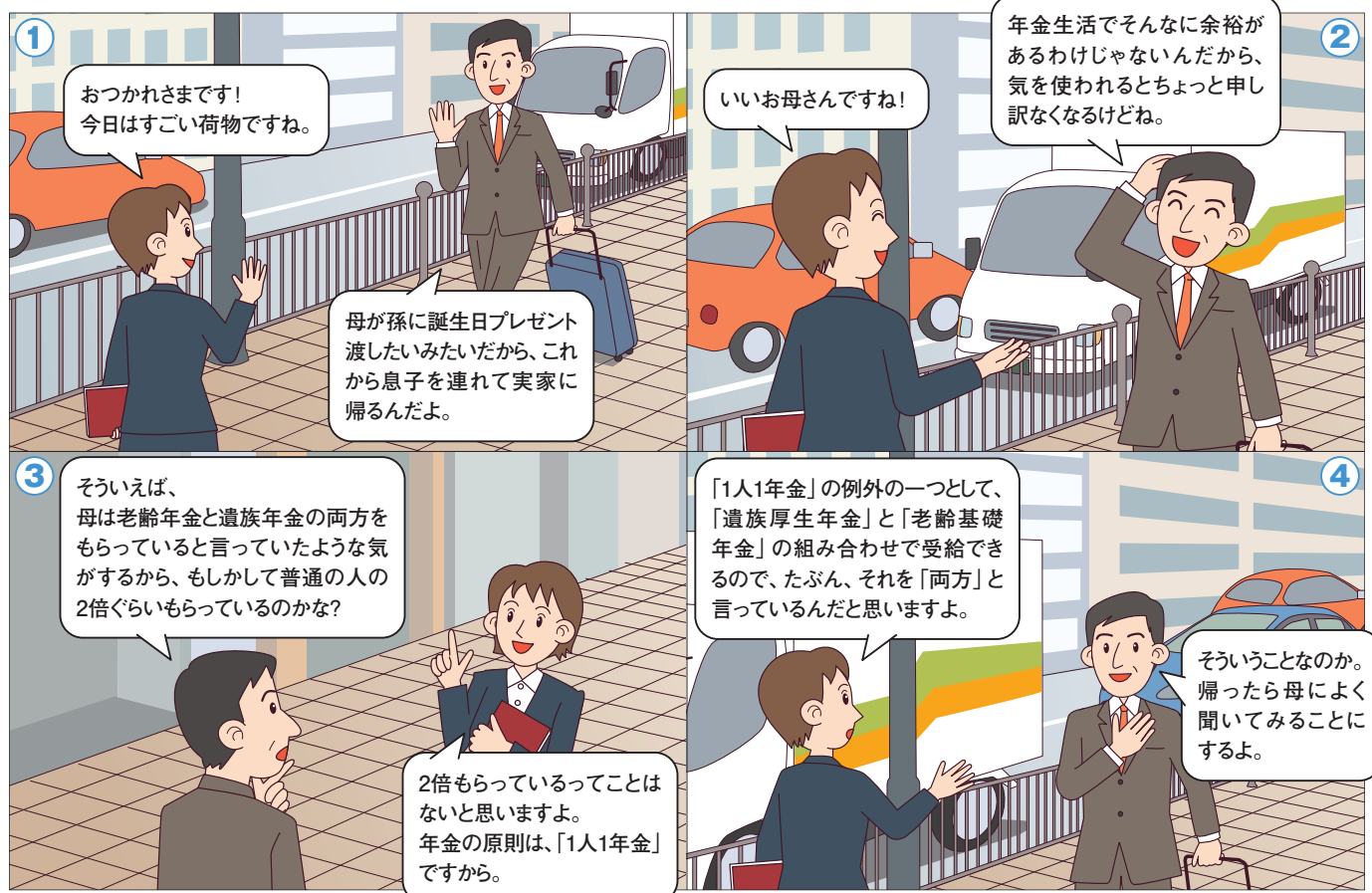




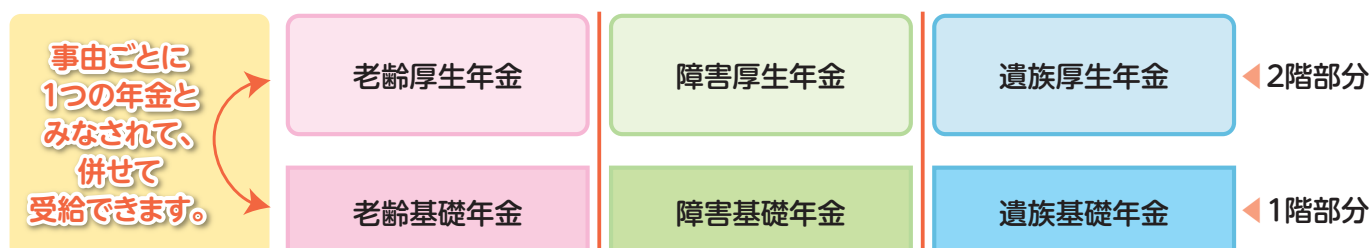
2つ以上の年金を受給できるときの併給調整



現在の年金制度では、「1人1年金」が原則です。同一制度または他の年金制度間において2つ以上の年金を受けられるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。ただし、例外的に複数の年金を受給できる場合があります。

支給事由が同じ場合

日本の公的年金制度は、全国民に共通の「国民年金(基礎年金)」と公務員や会社員などが加入する「厚生年金」の2階建てになっています。そのため、老齢基礎年金と老齢厚生年金など、同じ事由で支払われる年金は、1つの年金とみなされ、併せて受給することができます。

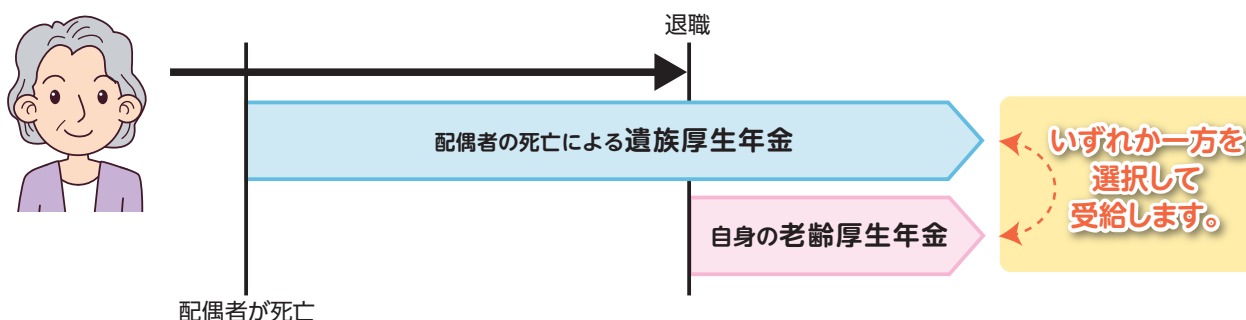


支給事由が異なる場合

老齢と障害、老齢と遺族といった事由の異なる年金を受けることができる場合には、いずれか一方の年金を選択して受けることになり、他方の年金は支給停止となります。

年金の選択が必要な場合は、共済組合または日本年金機構から選択手続きに係る書類が送付されます。また、選択方法は年金受給者本人の申出により変更することができます。

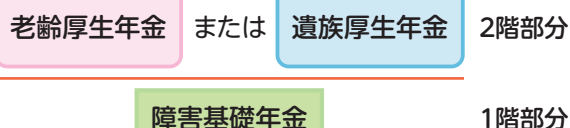
例 「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」



例外 支給事由が異なるときでも、次のような場合は併給されます。

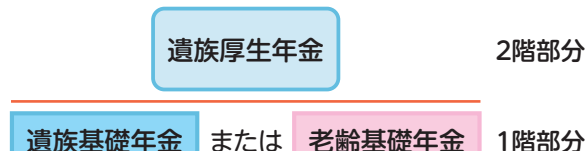
老齢厚生年金または遺族厚生年金と、障害基礎年金

65歳以上の障害基礎年金の受給権者が、老齢厚生年金または遺族厚生年金の受給権者である場合には、老齢厚生年金または遺族厚生年金を障害基礎年金と併せて受給できます。



遺族厚生年金と、遺族基礎年金または老齢基礎年金

遺族厚生年金の受給権者が65歳に達しているときは、遺族基礎年金か自分の老齢基礎年金のいずれかを選択できます。



退職等年金給付にも併給調整はあるの？

きになる
ワンポイント



地方公務員が加入する制度には、国民年金（基礎年金）、厚生年金、そして共済制度独自の給付「退職等年金給付」があります。

退職等年金給付は、国民年金・厚生年金と併せて受給できます。

ただし、複数の退職等年金給付の受給権が発生したときに、受給できる年金は、下表のとおりです。

退職等年金給付の種類	受給できる年金
「退職年金」と「公務障害年金」	いずれかを選択して受給
「退職年金」と「公務遺族年金」	併せて受給することが可能
「公務障害年金」と「公務遺族年金」	いずれかを選択して受給